

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
1	実施方針	4	第1	9			提案における上限額	ご記載ある提案における上限額について、技術提案書と共に提出する見積書及び再見積書が上限額を超過した場合は、当該技術提案書は評価の対象外となるのでしょうか。 また、上限額を超える見積書及び再見積書を提出した事業者は、失格となるのでしょうか。	要求水準書を満たし、さらには事業者の創意工夫・ノウハウを発揮していただいたうえで、上限額を意識した技術提案に努めてください。 なお、上限額を超えている場合でも、評価の対象外にはなりません。また、失格にもなりません。ただし、見積書に関してヒアリングを実施する場合があります。
2	実施方針	4	第1	9	(1) (2)		提案における上限額	設計・施工業務、維持管理業務、それぞれに係る上限額と要求水準書上の業務の対応関係を念のため確認させてください。 設計・施工業務に係る上限額の範囲には、要求水準書「第2-3 (1) ア 設計・施工業務」(P7) 及び「第2-3 (2) イ (ア) 設計業務、(イ) 施工業務」(P10-11) が該当する。 維持管理業務に係る上限額の範囲には、要求水準書「第2-3 (1) イ 維持管理業務」(P7) 及び「第2-3 (2) イ (ウ) 維持管理業務」(P11) が該当する。 上記の理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 第2 3業務の範囲に限定した対応関係はご理解の通りです。 各業務は、要求水準書の第1から第7の記載を確認ください。
3	実施方針	5	第2	1			基本的な考え方	「～、総合評価一般競争入札における優れた技術提案に基づき予定価格を定める技術提案評価型を採用する。」とありますが、技術提案書と共に提出する見積書（再見積書）の位置づけについてご教示ください。予定価格を設定するための見積金額との理解で宜しいでしょうか。	実施方針（案）に関する質問に対する回答No. 10を参照ください。
4	実施方針	19	第6	1			提出書類の取扱い（著作権）	「技術提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。」とありますので、「審査結果の公表において必要な場合には、本市は必要な範囲において公表等を行う」場合、事前に入札参加者と協議のうえ、開示範囲について合意するプロセスがあるという理解でよろしいでしょうか。	技術提案書の内容を公表する場合、事前に通知し、必要に応じて協議します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
5	実施方針	19	第7	3			リスク分担	リスクとしての、設計・施工・維持管理の各段階をカバーする保険は、基本契約時に、協議いただけるのでしょうか。それとも事前に見込む必要があるのでしょうか。	事前に見込んでください。
6	入札説明書	14	9	(5)			見積書のヒアリング	「配置予定技術者及び見積書の説明ができる者の出席を求める」とありますが、それ以外の者（担当技術者）も含めて複数人の出席が可と考えて宜しいのでしょうか。	配置予定技術者及び見積書の説明ができる者以外にも含めて複数人の参加を現時点では想定しています。詳細は、技術対話の参加者に対して事前に連絡します。
7	入札説明書	17	12	(3)			辞退の方法	「提出期限等は（1）又は（2）による。」とありますが、（1）又は（2）が指すものをご教示ください。	入札説明書 12 入札の日時及び場所等「（1）持参の場合」、「（2）郵送の場合」を指します。
8	入札説明書	18	15	(7)			支払い限度額の割合	各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知するとありますが、実際の工事進捗にあった額になるよう協議できるかご教示ください。	予算や提案工程を踏まえ、契約書作成時に通知します。なお、契約締結に向けて必要に応じて協議します。
9	入札説明書	19	*P	P-3	(1)		入札方法等	1つの入札参加者において、「開札に立ち会う入札者又はその代理人」の人数の指定はありますかでしょうか。	3人以下とします。
10	入札説明書	19	16				再入札	「～、再入札における入札価格の低い者から随意契約の協議を行う場合がある。」とありますが、随意契約の協議は不調打切後即座に実施されるのでしょうか。それとも協議の日程調整も含め後日実施されるのでしょうか。	随意契約の協議を行う場合、後日に日程調整のうえ実施します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	内容	回答
11	要求水準書	5	第2	2				対象施設	「ポートアイランド第1及び第2ポンプ場は将来的に撤去する可能性がある。時期等は未確定のため、明らかになった時点で協議する。」とありますが、技術提案書及び見積書、改善技術提案書及び再見積書、入札書及び添付資料において、当該ポンプ場の撤去に係る設計・施工（費）や維持管理（費）は考慮・反映する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ポートアイランド第1及び第2ポンプ場の撤去は考慮する必要はありません。
12	要求水準書	8	第2	3	(1)	ア	表2-2	2系水処理施設の改造	令和4年2月28日の要求水準書（案）に対するNo.57 質疑回答において、調査対象は水槽、水路及び配管廊に限定されました。よって地上部の建築部分に関する安全確認の基準としては建設時点の構造計算を基に行い、構造体の経年劣化はないものとして構造安全性の検証を行うことで宜しいでしょうか。地上建築物に対する構造体の健全性の調査は実施しないものと考えて宜しいでしょうか。	水槽、水路及び配管廊以外でも、供用開始後に漏水が懸念される箇所に対して劣化調査内容（手法）及び数量をご提案してください。調査結果をもとに、その後の対応について協議します。 建築部分について、構造体の経年劣化はないものと考えていただいて結構です。また、調査は想定していません。
13	要求水準書	10	3.	(2)	イ	(ア)	e	事業者が行う業務（支援業務について）	事業者が行う業務に、国への交付金及び事業計画書等（ストックマネジメント計画を含む）の申請又は変更の支援業務とありますが、支援業務について具体的にどのような業務を想定したらよいでしょうか。業務負荷を見込めるようにするためご教示ください。	交付申請に必要な施設の配置や能力の分かる資料作成、ストマネ計画策定に必要な維持管理の点検記録や施設・設備の劣化状況の分かる資料の収集、整理等を想定しています。
14	要求水準書	12	第2	4				設計・施工期間の短縮	設計・施工期間の短縮は評価の対象となりますでしょうか。それとも、あくまで期間の短縮の評価は費用対効果であって、建設費の圧縮につながる場合のみが評価されるということでしょうか。	設計・施工期間が短縮されたことに対して加算評価は行いません。 設計・施工期間の短縮が事業費の圧縮に繋がる場合は、価格において評価されることになります。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
15	要求水準書	13 24 26 37	第3 第3 第3 第4	2 2 4 2	(1) (4) (6) (2)	表3-2 エ	<p>貴市が示す届出の対象となる形質変更とは、「土壌汚染対策法では、土壌を掘削、盛土する工事全般が土地の形質変更該当します。」と記載がります。別紙3-10想定掘削範囲図（参考）では、掘削面積約2,800m²とありますが、2系ポンプ棟の1階部分の掘削、西門廻りの掘削等が含まれていません。また舗装を施工するために路床や路盤構築のための鋤取り、全体地盤レベル整形のための鋤取りなどが必要となるため、掘削だけでも3,000m²を優に超えるものと考えます。また盛土も対象面積になることから、貴市計画案においても届出は必ず必要になるものと考えます。</p> <p>その際、土壌汚染の状況調査命令が発出されるかは事業者では判断できません。なお、本届出は土壌汚染対策法上、形質の変更をしようとする者（工事発注者、事業主、施主）すなわち貴市が形質変更着手の30日前までに届出を行うこととなっております。また土地所有者（貴市）に対して神戸市長（貴市）が土壌汚染状況調査命令を発出することになります。したがって、法令上は貴市にて状況調査を実施し、汚染が確認された場合は貴市にて必要な土壌汚染対策工事を実施することになっています。状況調査の要否、状況調査を実施する場合はその範囲と深さについて明確に提示願います。事業者では地歴も不明ですし、貴市が状況調査命令を発出されるか不明なため見積りができません。工程およびコストに大きな影響があるため、明確に提示願います。</p> <p>■提示いただきたい情報・資料 ①状況調査の要否 ②状況調査実施の場合、範囲と深さ ③地歴調査報告書 ④現況地盤レベル測量図 ⑤場内整備平面図のレベル設定図</p>	<p>本市計画案では、掘削範囲外は既存の砕石敷きの整地および舗装のみで、土壌の鋤取りや盛土は想定しておりません。掘削面積や場内整備のレベル設定は事業者の設計計画によりますが、掘削面積3000m²を超える計画を事業者が行う場合は、調査命令が発出される可能性があるため、契約後に本市と協議とします。また、「法令上は貴市にて状況調査を実施し、汚染が確認された場合は貴市にて必要な土壌汚染対策工事を実施することになっております。」とご指摘頂いておりますが、本市は土地所有者としての立場を放棄するつもりはなく、調査が必要になった場合には、土地所有者の立場として本事業にて本事業者に土壌汚染調査を実施して頂くことを想定していません。法令上、土地所有者が直接、土壌汚染調査及び対策工事を実施しなければならないことにはあたりません。なお、①～⑤の資料についてはありません。</p>	
16	要求水準書	14 34	第3 第4	1 1	(8)	敷地面積	<p>表3-1(別冊2-2)内で2期側用地の敷地面積が3.61ha(内1.44haは本事業対象外)とありますが、貸出されている土地は 分筆して別敷地とされていますか。もしくは、本事業対象外となっていますが、直近の計画通知上の敷地面積に含まれていますか。</p>	<p>貸出しを行っている土地については分筆しておりません。</p>	

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
17	要求水準書	21	第3	2	(3)	カ	各工事積算内訳書の作成基準(参考)	「実施設計終了後かつ工事の開始までに積算内訳書を作成」とありますが、建築確認申請（計画通知）の確認済書が下りて図面を修正したのちでなければ内訳書を作成することができません。内訳書作成には数か月要するため、その間工事に着手できない無駄な時間が発生します。DBO事業であり、かつ供用開始を早めるためにも工事着手と内訳書作成は切り離していただけないでしょうか。また「積算内訳書の作成にあたっては、以下の基準を参考とする」とありますが、DBO事業であり、総価は決まっているため、単価は事業者見積単価となります。事業者見積が不可の場合、総価と合致しませんので、その場合はどのような積算方法となるか具体的にお示しください。	要求水準書に記載のとおりです。ご質問の単価合意の詳細は、様々な条件が想定されるため回答しかねます。単価合意の詳細については都度協議とします。
18	要求水準書	25	第3	4	(1)	ア	技術提案書を基に設計、施工内容についての貴市確認	「事業者は、契約後直ちに、入札時に提出した技術提案書を基に、設計・施工内容について本市の確認を受けた後、確認結果を反映した技術提案書を本市に提出する。」とありますが、全体工程を検討する上で、貴市が技術提案書を基に確認する設計・施工内容の想定期間をご教示ください。	基本的には技術対話時に技術提案書および設計・施工内容は概ね固まっているものと考えていますが、設計・施工内容に対する本市の確認期間は約2週間を想定しています。なお、内容によって確認期間は前後する場合があります。
19	要求水準書	25	第3	4	(1)	ア	技術提案書を基に設計、施工内容についての貴市確認	「事業者は、契約後直ちに、入札時に提出した技術提案書を基に、設計・施工内容について本市の確認を受けた後、確認結果を反映した技術提案書を本市に提出する」とありますが、貴市が技術提案書を基に確認する設計・施工内容によって、費用が伴う大幅に変更が発生した場合、協議していただけないでしょうか。	事業者の責によらない変更に伴って、大幅な費用変更が発生した場合は協議とします。
20	要求水準書	25	第3	4	(2) (3)		工事の開始 各工事積算内訳書	P21 カ 各工事積算内訳書の作成基準(参考)において、事業者は、土木、建築、機械、電気の工種ごとの実施設計終了後かつ工事の開始までに各工事費積算内訳書を作成し、本市に提出するとありますが、これでは工事着手までに数か月の無駄な時間が発生します。P25(2),(3)に記載のように、実施設計の承諾をもって施工に着手し、同時に積算内訳書も作成することで宜しいでしょうか。	要求水準書 第3 4 (2) ア「～実施設計を行い、本市の承諾を得て、本工事対象施設の施工に着手する。」とは、本市の承諾なく施工に着手することはできないことを意味しており、設計成果物の承諾のみをもって施工着手を承諾するとは限りません。施工着手の時期については協議とします。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
21	要求水準書	26	第3	4	(4)		工事期間中の用水利用	「必要な手続きを経た上で既存の砂ろ過施設から砂ろ過水を利用することは可能」とありますが、具体的な必要手続きをご提示ください。	使用前に使用目的や使用期間などを記載した依頼書（本市様式）の提出が必要です。
22	要求水準書	28	第3	4	(13)	キ	来場者の通路確保	来場者の通路と想定している範囲をご教示願います。また、対象は歩行者で宜しいでしょうか。	現在の来場者見学ルートを要求水準書の添付資料として追加しますので参考にしてください。また、歩行者以外にも車椅子の方なども対象としてください。
23	要求水準書	28	第3	4	(14)	イ	部分引き渡しの対象施設	対象施設は「～とその他施設」とありますが、具体的な施設名をご教示願います。	本事業の設計・施工業務の対象施設のうち、2系の水処理の供用開始に必要な施設以外の施設です。
24	要求水準書	29	第3	5			公害防止基準	「規制値以内であっても、周辺住民の生活環境を損ねることのないようにする」とありますが、この場合の対策費用は、貴市負担と考えて宜しいでしょうか。	本記載は、法令等を遵守していても、事業者が行う業務に起因して第三者から騒音・振動について苦情等があることが考えられるため、事業者に誠実な対応を求めるものです。苦情等があった場合、対応方法や費用負担について協議とします。
25	要求水準書	34	1	(9)			アスベスト対策について	既にアスベスト含有が判明している箇所があっても、その措置費用は今回含めず、受注後協議の上決定ということではよろしいでしょうか？	アスベストに必要な措置（調査、分析、対応等）は、費用負担も含めて協議とします。
26	要求水準書	34	1	(9)			アスベスト対策について	アスベスト対策について、必要な措置（調査、分析、対応等）について本市と協議とありますが、それらの費用についても協議のうえ決定ということではよろしいでしょうか？	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 25を参照ください。
27	要求水準書	36	2	(1)	カ		アルゼンチンアリのモニタリングについて	掘削土は1mまでの深さのものは仮置きしてモニタリングするとありますが、仮置き場所は特に指定はありませんでしょうか。また、アスファルトやコンクリート構造物は除外してよろしいでしょうか。また、調査の結果、土壌が汚染されている場合は、協議させて頂けるのでしょうか。	掘削土の仮置き場所について特に指定はありません。また、モニタリング対象はアスファルト、コンクリート構造物を除外いただいて構いません。なお、調査結果によりアルゼンチンアリが確認された場合、その後の対応については協議とします。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
			第4	2	(2)	ウ			
28	要求水準書	36	第4	2	(2)	ウ	地下埋設物のレベル	別紙3-4 場内地下埋設物資料の中の「場内埋設管および現況の流れ」に管ルートは記されておりますが、レベルがわかりません。埋設配管のレベル関係をご教示願います。	場内地下埋設配管資料を要求水準書の参考資料として追加しますので参考にしてください。
29	要求水準書	37	2	(2)	ウ		地下埋設物調査	提示される地下埋設物以外に必要なと思われる地下埋設物調査費用は、実施設計時に協議し、必要なものは設計変更としていただけるのでしょうか。	実施設計時の調査段階で新たに判明した地下埋設物調査については協議とします。 なお、様式集 見積作成上の留意事項に記載のとおり、試験堀や土質調査ボーリングなどの必要と考える調査については漏れなく見積に計上してください。
30	要求水準書	37	2	(2)	ウ		地下埋設物調査	実施施工時に想定外の埋設物や障害物に遭遇した場合は、協議設計変更していただけるのでしょうか。	本市が提示した設計図書等から合理的に予測することが困難なものは、金額変更を考慮した協議及び設計変更の対象となり得ます。そのような事態が発生した場合は、協議とします。
31	要求水準書	37	2	(2)	エ		土壌汚染対策法	土壌汚染の対象となる可能性があるかとありますが、掘削盛土面積は3000m2を超えることが予想されます。土壌汚染対策法にもとづき届け出を行った後に、状況調査命令が出るかどうか不明のため、届け出以外の調査費用は、入札前の見積対象外でよろしいのでしょうか。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 15を参照ください。
32	要求水準書	38	第4	2	(3)	イ	2系水処理施設クラック調査等	「躯体築造から20年以上経過していることから、水槽、水路及び配管廊等についてクラック調査等を事前に行い、調査結果をもとに対応について本市と協議する。」とありますが、「等」に含まれるものは何でしょうか。他に調査対象部位および調査項目がある場合は明確に示して頂けないでしょうか。また調査対象範囲に地上部の建築部分は含まれないという認識で宜しいでしょうか。対象部位、調査項目が増加場合は設計変更していただけるものと考えて宜しいでしょうか。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 12を参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答	
33	要求水準書	38	2	(3)	イ	(ウ)	クラック調査について	現地説明会では、調査対象は地下部、水槽部、水路及び配管廊の構造物のひび割れ及び劣化調査が対象である説明がありましたが、管廊部は、階段室を除くすべてのコンクリート面及び可とう継手、2系水処理施設は、構造物の地下床面、壁面におけるひび割れ調査が対象と考えてよろしいでしょうか。また、調査するひび割れについては、現時点における漏水の原因となるひび割れ幅のものが対象と考えてよろしいでしょうか。又は、今後の維持管理期間を考えて、調査するひび割れ幅を検討する必要がありますでしょうか。	調査対象箇所は、入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No.12の通りです。調査するひび割れについては、現時点における漏水の原因となるひび割れ幅のものが対象です。	
34	要求水準書	38	2	(3)	エ		漏水からのケーブル類保護について	漏水からケーブル類を保護できるような対策とありますが、漏水そのものへの対策であって、ケーブル類への対策ではないという解釈でよろしいでしょうか？	ケーブル類の機能が保護されるのであれば、どのような対策を提案していただいても構いません。	
35	要求水準書	38	第4	2	(4)	イ	管路施設	港島1号汚水幹線及び港島南1号汚水幹線が合流する会所から2系ポンプ棟ポンプ井までの流入管を新設することになっています。旧港島クリーンセンター用地内で施工が必要になることが予想されます。旧港島クリーンセンター用地内での施工は可能かご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問に対する回答No.50を参照ください。	
36	要求水準書	41	第4	3	(1)	ア	1系側建築施設	「～提案内容により1系側施設を工事対象とする場合も本項に準拠する。」とありますが、貴市で基本設計にて想定されている1系側建築施設の更新内容や検討書、工事数量をご提示ください。	本市の基本設計において、1系側建築施設の更新は想定していません。	
37	要求水準書	41	第4	3	(1)	ク	津波等	P.35に「本処理場は現況地盤高が津波浸水深を上回っているため、耐津波対策の検討は原則として不要とする」とあり矛盾します。今回は津波の検討は不要と考えて宜しいでしょうか。	耐津波対策の検討は原則不要です。このことについて、要求水準書を一部修正します。	
38	要求水準書	42	第4	3	(4)	ア	(イ)	搬出車両	「スクリーンかすを搬出車両へ直接投入できる計画とする」とありますが、搬出車両の容量・寸法をご提示ください（P.79廃棄物管理業務に記載のとおり、ホッパ貯留までが事業者範囲の認識です）。	車両の指定はありません。事業者にて維持管理性を考慮のうえ、適切な設備の容量等を選定してください。 なお、既存設備における搬出車両は、4t車ですので参考にしてください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
39	要求水準書	56	第4	3	(11)	ク	建築電気設備計画 配管・配線工事	「将来の設備更新、増設等を考慮して空配管を設ける。」とありますが、「将来の設備更新、増設等」の計画並びにその計画に必要な建築電気設備を提示ください。 本市が行った基本設計の中には、建築電気設備の増設は計画していません。ただし事業者の検討の中で、設備更新や増設等を考慮して必要と判断された場合は空配管を設けてください。なお、埋設配管など将来配管が困難な箇所は、空配管を設けてください。 このことについて、要求水準書を一部修正します。	
40	要求水準書	57	第4	4	(1)	エ	基準図書	「対象設備の設計は「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）」に準じて行う。」とありますが、P.17 2. (3)に記載の基準図書に準じて設計しても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。 例) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）に基づきポンプ設計を行う等	原則、下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）に準じて設計して下さい。なお、必要に応じて要求水準書 第3 2 (3)に記載の基準、仕様書等も参照してください。
41	要求水準書	57	第4	4	(8)	イ	再生水の安定供給	再生水設備の更新工事において、再生水の供給能力不足がした場合の処置についてご教示ください。	原則、供給能力不足が発生しないように施工時期等を調整してください。再生水の供給量実績は、要求水準書 別紙3-13を参考にしてください。 ただし、やむを得ない理由で供給能力が不足する場合、対応方法や費用負担について協議とします。
42	要求水準書	57	第4	4	(8)	イ	再生水の安定供給	再生水設備の更新工事において、再生水の供給能力が不足し、必要な処置が必要になった場合、その費用の負担先をご教示ください。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 41を参照ください。
43	要求水準書	59	第4	4	(8)	エ	再生水設備	再生水送水管の「末端」までのルート（材質・口径）及び各分岐箇所における使用水量等の設計条件が不明です。 また、各使用箇所での使用水量も変動すると想定され、仕様決定は困難と考えます。 よって、参考資料（市基本設計報告書（機械設備））に記載のポンプ仕様（吐出量2.0m ³ /分、全揚程40m）と同等の機種を選定すれば、末端にて水圧0.15MPaを保持できるとの理解で宜しいでしょうか。 また、既設設備は末端において水圧0.15MPaを保持しているとの理解で宜しいでしょうか。	基本設計報告書に記載のポンプ仕様と同等の機種を選定することで、末端の水圧が0.15MPaを保持できるものと理解していただいで結構です。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
44	要求水準書	59	第4	4	(9)	ア	雨天時の日最大 浸入水量	雨天時浸入水貯留施設へ転用する場合の貯留容量を設定するにあたり、ご提示された水量（6,000m ³ /日）の想定継続日数をご教示ください。	日数は1日を想定しています。
45	要求水準書	61	5	(1)		ウ	使用しない既設 設備の処置につ いて	使用しない既設設備は原則、残置と記載がありますが、必要に応じて、移設、また、撤去しても良いのでしょうか？また、移設、撤去の費用は事業者負担の考えで、問題ないでしょうか？	施工や維持管理に支障となると事業者が判断した場合は、移設ではなく撤去してください。なお、その場合の費用は事業費に含めていただいて構いません。ただし、事業者都合で移設又は撤去する場合の費用は事業者負担となります。
46	要求水準書	63	第4	5	(7)	エ	(7) その他 水防情報 端末の専用回線	回線の使用料については、維持管理契約に含まれますでしょうか。また、水防情報端末についてはレベル3修繕の対象外と考えて宜しいでしょうか。	NTT専用回線使用料は本事業の維持管理費に含まれます。水防情報端末の修繕は本事業の対象外です。なお、事業者は水防情報端末を無償で使用可能です。
47	要求水準書	63	第4	5	(7)	エ	その他 水防情報 端末の専用回線	水防情報端末（別途工事）用のNTT専用回線を用意すること、となっておりますが、回線の仕様をご教示ください。	既設の回線仕様（フレッツ光ネクストファミリーハイスピード200M）と同等の仕様とします。なお、2系の設置場所には1系から延長させるのではなくNTTに委託し、敷地外の直近引込柱から新たに引き込むようにしてください。
48	要求水準書	67	第5	3			水質基準	「遵守基準」「管理基準」「目標基準」について記載があります。それぞれ以下の認識でお間違いないでしょうか。 「遵守基準」 遵守すべき法的基準を指す（法定基準等） 逸脱した場合は、維持管理業務委託契約書に基づき委託料を減額される。 「管理基準」 達成すべき基準を指す（要求基準） 逸脱した場合は、維持管理業務委託契約書に基づき業務改善計画書を提出するが、遵守基準を逸脱しない限り委託料は減額されない。 「目標基準」 管理基準を守るために定める基準（努力目標） 逸脱した場合も、管理基準を逸脱しない限り業務改善計画書の提出は不要。	要求水準書を一部修正します。それぞれの基準については、要求水準書に記載のとおりです。なお、管理基準を逸脱した場合でも、委託料は減額しません。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
			第5	3	(1)				
49	要求水準書	68	第5	3	(1)		放流水質	目標基準の設定は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書	68	第5	3	(2)		汚泥性状	目標基準の設定は不要という理解でよろしいでしょうか。 また、遵守基準は設定されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	68	第5	3	(2)		送泥汚泥濃度の管理基準	管理基準は事業者提案の上協議、とされていますが、管理上の計器（連続式の濃度換算計など）は要求されますでしょうか。それとも、定期分析値等での管理でも認められますでしょうか。	計器は必須ではありません。分析等で管理する場合、内容、頻度等について協議とします。
52	要求水準書	68	第5	3	(3)		せせらぎ用水水質	管理基準及び遵守基準は設定されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書	68	第5	3	(4)		再生水水質（再生水設備出口）	目標基準の設定は不要という理解でよろしいでしょうか。 また、遵守基準は設定されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書	68	第5	3	(4)		再生水水質（再生水の場外水質等計測場所）	管理基準及び遵守基準は設定されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	69	第5	5	(1)	ア	運営業務	「要求水準を遵守するための処理場等の適正な管理」は、「要求水準書第5-5 処理場等の運転及び維持管理業務（2）～（17）に記載の業務を要求水準を遵守しつつ履行すること」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
			第5	5	(3)	ア			
56	要求水準書	70	第5	5	(3)	ア	保守点検業務	軽微な補修について、土木施設は対象外という理解でよろしいでしょうか。 土木や建築躯体については、軽微な補修を要しません。	
57	要求水準書	71	第5	5	(6)	エ	修繕業務	「事業者は、神戸市が策定するストックマネジメント計画（別紙4-5参照）に基づく点検・調査等の結果により、（中略）予防保全的に修繕を行った方が望ましい施設が確認された場合には修繕等を実施し、機能の維持や状態の回復を図る。」とあります。 事業期間中に貴市の点検・調査等に基づき事業者計画する修繕と、事業者が入札時に提案（計画）した修繕が相違する場合の修繕費（維持管理業務に係る対価）の取り扱いについてご教示ください。 事業期間中に改めて計画した修繕内容に基づく修繕費を別途対価としてお支払いいただけるという理解でしょうか。	点検は本市が行うものではありません。必要な修繕等は入札時の提案に見込んでください。 なお、入札時の提案に見込まれていた修繕等が実施されない場合は、減額になる可能性があります。ただし、今後、本市がストックマネジメント計画を変更したことに起因して事業者の修繕等が入札時の提案から変更になる場合、費用負担等について協議とします。
58	要求水準書	71	第5	5	(6)	オ	修繕業務	「事業者は、（中略）修繕計画を作成した上で（後略）」とありますが、改築計画の作成は不要という理解でよろしいでしょうか。 ※令和4年1月に公表された要求水準書（案）では、当該箇所が「修繕・改築計画」とされていたため、念のため確認するものです。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	71	第5	5	(6)	オ	修繕業務	「事業者は、神戸市が策定するストックマネジメント計画（別紙4-5参照）に基づく点検・調査等の結果を参考に修繕計画を作成した上で、当該年度の修繕計画を明らかにし、毎年度の業務履行年間計画書に添付し、本市と協議を行い、承諾を得るものとする。」とあります。 毎年度作成する修繕計画と事業者が入札時に提案（計画）した修繕が相違する場合の修繕費（維持管理業務に係る対価）の取り扱いについてご教示ください。 事業期間中に改めて計画した修繕内容に基づく修繕費を別途対価としてお支払いいただけるという理解でしょうか。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 57を参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
60	要求水準書	71	第5	5	(6)	カ	修繕業務	「事業者は、各種設備及び配管等に対し、補修及び塗装等を行う。」とありますが、各種設備及び配管等の「等」に含まれる設備、並びに、補修及び塗装等の「等」に含まれる業務についてご教示ください。	要求水準書に記載の「各種設備及び配管等に対し、補修及び塗装等を行う。」を「各種設備及び配管等において、経年劣化した範囲に対して塗装を行う。」に修正します。 そのうえで、各種設備や配管等の等とは、架台やサポート等、それらに付随するものが想定されます。
61	要求水準書	71	第5	5	(6)	カ	修繕業務	「事業者は、各種設備及び配管等に対し、補修及び塗装等を行う。」とありますが、塗装箇所は事業者の判断によるという理解でよろしいでしょうか。	経年劣化した範囲に対して塗装を行ってください。
62	要求水準書	71	第5	5	(6)	ク	修繕業務	「本業務においては、「更新」は業務対象外とする」とありますが、「長寿命化対策」（要求水準書(P3)第1-3 用語の定義 マ「改築」）についても対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	72	第5	5	(7)	ア	委託レベルの設定	「維持管理期間に目標耐用年数を超過した時点で委託レベル2とし、本市の判断で本市により更新する。」とありますが、維持管理期間に貴市が更新した機器等は、その後も委託レベル2ということになりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	72	第5	5	(7)	イ	委託レベルの設定 (レベル2設備の更新について)	計画に基づき更新を予定している既設機器等については、更新後レベル3となるとの記載があります。レベル3 修繕費の見積のため、「更新を予定している既設機器等」の対象および更新時期をお示し下さい。 (修繕費の見積に必要です。)	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 65のとおり、事業者にて立案してください。
65	要求水準書	72	第5	5	(7)	イ	委託レベルの設定	「維持管理を開始した後、計画に基づき更新を予定している既設機器等は（後略）」とありますが、ここでいう「計画」は事業者が提案した計画という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
66	要求水準書	73	第5	5	(8)	イ	水質等計測業務	「異常流入に対する監視装置（pH計、自動採水器等）は事業者が設置してもよい。なお、市でも必要に応じて設置することがある。」とありますが、現時点において貴市が監視装置を設置する予定はないという理解でよろしいでしょうか。	現時点では未定です。
67	要求水準書	74	第5	5	(10)	ア	危機管理業務	「神戸市下水道業務継続計画（下水道BCP）等を参考に」とあります。神戸市下水道業務継続計画（下水道BCP）等についてご開示いただけますでしょうか。	本市の下水道BCPを要求水準書の添付資料として追加しますので参考にしてください。
68	要求水準書	76	第5	5	(14)	ウ	業務履行に付随する業務（第三者との交渉等）	「本業務の履行に関して、地元関係者等の第三者との交渉等が必要となった場合は、リスク分担表に則り対応する。」とありますが、ここでいう「リスク分担表」は、基本契約書（案）「別紙5 本事業にかかるリスク分担表」でしょうか。その場合、当該リスク分担表中のいずれの項目に則るものでしょうか。	リスク分担表とは、基本契約書（案）別紙5の本事業に係るリスク分担表を指します。 なお、リスク分担表No9、10を想定しています。
69	要求水準書	77	第5	5	(14)	エ	(7) 業務履行に付随する業務（その他の業務）	「土木建築施設及び各種設備の管理、その他業務上必要な諸作業」とありますが、具体的にどのような業務を想定されていますか。	一例として、扉や窓の施錠があります。
70	要求水準書	77	第5	5	(14)	エ	(エ) 業務履行に付随する業務（その他の業務）	「再生水送水管の末端において、水圧を0.15MPaに保持する。」とありますが、こちらは遵守基準及び管理基準ではないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を一部修正します。 なお、遵守基準及び管理基準ではありません。
71	要求水準書	78	第5	5	(15)	ア	(イ) 契約終了時の引継事項	「b 事業者は、上記aの引継事項について、次期事業者もしくは本市が業務履行を行うために必要な技術指導を行う。」とありますが、当該技術指導において事業者、次期事業者、貴市それぞれに係る費用は各々が負担するという理解でよろしいでしょうか。 一方、次期事業者からの要求（例：1ヶ月を超える技術指導や次期事業開始後に係る技術指導等）があった場合には、事業者と次期事業者が協議のうえ、事業者に係る追加の引継に係る費用を次期事業者が負担することについては、貴市はこれを妨げないという理解でよろしいでしょうか。	引継ぎに係る費用の負担者について、ご理解のとおりです。 次期事業者との引き継ぎにおいて、社会通念上、過度な負担を求めることのないようにしてください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	内容	回答
72	要求水準書	79	第5	5	(16)	イ	現場発生材の処分	修繕等にて発生する現場発生材は貴市にて処分いただけるのですが、「脱臭剤の取替業務」における廃剤についても貴市にて処分いただけるのでしょうか。それとも、事業者での処分（若しくは再生）を行う必要がありますでしょうか。	取り出した脱臭剤（活性炭）は再生してください。このことについて、別紙資料を一部修正します。	
73	要求水準書	79	第5	5	(17)	イ	防食に異常が認められた場合の協議について	異常が認められた場合に「貴市と協議する」とありますが、本件は対策の立案に関する協議であって、対策の実施にかかる費用負担は事業者に求められないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
74	要求水準書	79	第5	5	(17)	イ	1系施設既設防食塗装の更新要否について	維持管理業務にて「既存の防食塗装の更新は不要」とありますが、当事業の建設において、1系施設槽内（機械棟流入～ポンプ井や汚水調整池、再生水設備槽内など）の防食塗装更新は不要であるとの理解で宜しいでしょうか。もし、更新が必要な場合は、既設防食仕様及び数量、現状の劣化状況をご提示ください。	現時点においては1系施設槽内の防食塗装は更新不要と考えますが、実施設計時に現地を確認のうえ、対応について協議します。	
75	要求水準書	80	第5	6	(1)	ア	(エ)	提出すべき業務書類等（委託費内訳明細書）	「委託費内訳明細書」は、入札時に提出する「維持管理_内訳書（様式第5-9-1号）」及び「維持管理_明細書（様式第5-9-2号）」に維持管理業務開始時期の労務費や物価等を反映のうえ再提出するイメージでしょうか。	維持管理業務開始前に提出する委託費内訳明細書は、入札時の維持管理費を基に作成ください。維持管理業務の開始時点で賃金又は物価の変動が認められる場合は、維持管理業務委託契約書に基づき、委託料を変更します。
76	要求水準書	80	第5	6	(1)	ア	提出すべき業務書類等（維持管理業務開始時）	(ア)～(カ)について「維持管理業務開始の60日前まで」とあるのは、令和11年4月1日又は事業者が提案した2系の水処理施設の供用開始日から数えて60日前までという理解でよろしいでしょうか。 ※令和4年1月に公表された要求水準書（案）では、当該箇所が「契約締結時」及び「契約締結後14日以内」とされていたため、念のため確認するものです。	ご理解のとおりです。	

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	内容	回答
77	要求水準書	84	第5	9	(2)	ア	(7)	監督員によるモニタリング	「モニタリングとは、(中略) 監督員の業務として、定期又は随時実施するものとする。」とありますが、定期のモニタリング方法の詳細についてご教示ください。 要求水準書第5-6 (1) 提出すべき業務書類等に基づき内容や履行状況を確認するイメージでしょうか。	提出された各種報告書の確認や現場確認をとおして、要求水準書や事業提案に則った運営をしているかを確認します。
78	要求水準書	84	第5	10	(1)			総括責任者の職務	「総括責任者は、本業務以外の業務を行ってはならない。」とありますが、ここでいう「本業務」の範囲について確認させてください。 要求水準書「第5 維持管理に関する事項」に記載の業務でしょうか。	本事業の維持管理業務（要求水準書 第5 維持管理に関する事項）を指します。
79	要求水準書	85	第6					事業期間終了時の施設の状態	「本事業で事業者が改築した施設の全てにおいて、事業期間終了後1年間、維持管理の不備による改築及び修繕の必要がない状態で、本市へ引き継ぐものとする。」とあります。 本事業で事業者が改築した施設であっても、維持管理期間に目標耐用年数を超過し、貴市の判断で貴市により更新された施設（要求水準書第5-5 (7) ア）については、この限りではないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の「～また、本事業で事業者が改築した施設の全てにおいて、事業期間終了後1年間～」を「～また、維持管理の対象施設において、事業期間終了後1年間～」に修正します。 そのうえで、ご質問の施設についても、事業期間終了後1年間、維持管理の不備による改築及び修繕の必要がない状態で、本市へ引き継いでください。
80	要求水準書	87	①	別紙1-3				1系設備について	(1系) 消毒設備 次亜注入ポンプ (バイパス用) の用途をご教示ください。(1系側簡易放流用でしょうか。)	ご理解の通りです。
81	要求水準書 参考資料 電気設備編 基本設計図 (電気設備)	53	砂ろ過棟					基本設計図に図示されていない使用済み変圧器について	現地見学会において、砂ろ過棟電気室に基本設計設計図に図示されていない使用済み変圧器が残置されておりました。これは、本工事開示時までに神戸市殿にて撤去される予定でしょうか？それとも本工事でも残置でしょうか？残置の場合、事業者負担での移設、撤去は問題ないでしょうか？	令和5年度に本市にて撤去予定です。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
82	落札者決定基準	2	2	(1)	図-1		落札者決定の手順	見積書及び再見積書について、仮に実施方針（P4）9 提案における上限額を超える金額であった場合も、失格にはならないという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No.1を参照ください。
83	落札者決定基準	3	2	(4)	ア	②	(ア) 加算点（定性評価）	定性評価は、学識経験者等により構成する総合評価委員会の委員によって行われると推測しますが、各委員の得点の集計と最終的な得点化の方法についてご教示ください。 例えば、すべての委員の得点の合計値÷委員数で平均値を算出するのか、委員が付けた最高得点と最低得点を除いた得点を集計して平均値を算出するのか。 また、上記を評価項目ごとに行うのか、定性評価項目の合計点をもって行うのか、などです。	定性評価の方法は非公表です。
84	落札者決定基準	3	2	(4)	ア	②	(イ) 加算点（定量評価）	①別紙表-3 No10の評価方法について、「市基準値」をご開示いただけないでしょうか。	市基準値とは、様式第4-1-10号 別紙1の「本市想定買電電力量」です。
85	落札者決定基準	3	2	(4)	ア	②	(イ) 加算点（定量評価）	①別紙表-3 No10の評価方法について、「※当該入札参加者が提案する買電電力量が、市基準値を上回る場合、本項目を評価しない。」とありますが、これは当該評価項目の評価点が0点になるという意味であり、入札参加者が失格になるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	落札者決定基準	3	2	(2)	イ		入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認	「技術提案書（中略）について、各様式に記載された内容が、要求水準書に示す要求要件をすべて満たしていること及び実現性や安全性に係る技術的所見が適性であるかどうか確認する。」とありますが、要求水準書に示す要求要件をすべて満たしていることの確認は、様式集「技術提案書様式（3-3号）」に則り行われるということでしょうか。	各様式に記載された内容が要求水準書に示す要求要件をすべて満たしているかは、技術提案書様式（第3-1号～第5-9-2号）、技術対話、見積書のヒアリング（実施した場合）等により総合的に判断します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	内容	回答
87	落札者決定基準	4	2	(4)	ア	②	(イ)	①別紙 表-3 No. 10の評価方法	評価式に記載のある「市基準値」の具体数値をご提示ください。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 84を参照ください。
88	落札者決定基準	4	2	(4)	ア	②	(イ)	①別紙 表-3 No. 10の評価方法	「※当該入札参加者が提案する買電電力量が、市基準値を上回る場合、本項目を評価しない。」とありますが、点数が付与されないという意味でしょうか。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 85を参照ください。
89	落札者決定基準	4	2	(4)				総合評価	総合評価点について確認させてください。 仮に以下である場合 標準点：100点 加算点：50点 入札価格：1,350,000,000円 小数第四位切り捨て後の総合評価点は「1.111」でしょうか。	仮に以下の条件である場合、総合評価点は、1.111です。 標準点：100点 加算点：50点 入札価格：13,500,000,000円
90	落札者決定基準	5	別紙5	5				維持管理性におけるDXの取組みについて	ICTを活用したDXの取組みについては、様式集では「設備投資額と維持管理費の削減額」の記載の要求がありますが、具体的に削減「額」が明示し難いDX技術については評価の対象とはならないのでしょうか。 例：①要求水準未達リスクを低減するもの。（監視にかかるDX技術）②AI活用による故障の予兆検知（予防保全、設備停止リスクの軽減）	維持管理の削減額に直結しないものであってもDXの取り組みにより維持管理の効率化に寄与する場合は評価の対象になり得ます。維持管理の削減額は、維持管理の効率化を判断する指標のひとつです。
91	落札者決定基準	5	別紙	表-3				技術評価点の評価項目及び配点	No. 5、大項目「設計・施工」、中項目「維持管理性」、内容「ICT等を活用したDXの取り組みにより維持管理の効率化が図られているか。」について、様式第4-1-5号の③を見ますと【DXの導入に要する設備投資額と、それにより得られる維持管理の削減額】を記述するよう指示があります。 これに関する別紙（エクセル様式）はなく、当該削減額は様式第4-1-5号（ワード様式）内に記述するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所			質問項目 (タイトル)	内容	回答
92	落札者決定基準	5	別紙	表-3		技術評価点の評価項目及び配点	No. 5、大項目「設計・施工」、中項目「維持管理性」、内容「ICT等を活用したDXの取り組みにより維持管理の効率化が図られているか。」について、様式第4-1-5号の③を見ますと【DXの導入に要する設備投資額と、それにより得られる維持管理の削減額】を記述するよう指示があります。 当該削減額の定性評価の考え方をご教示ください。削減額が大きければ大きいほど評価されるものでしょうか。	投資額と削減額は、維持管理の効率化を確認するための指標のひとつです。評価は、実現性や効果等、総合的に判断します。
93	落札者決定基準	5	別紙	表-3		技術評価点の評価項目及び配点	No. 14、大項目「その他」、中項目「その他、特筆すべき工夫」、内容「上記以外の項目について、特筆すべき工夫があれば定性評価する。」とありますが、貴市の意図する技術提案書とするため確認させてください。 本評価項目について、貴市として想定又は希望する提案内容（テーマや方向性）があればご教示ください。	事業者にて判断ください。
94	様式集	3	第2	1	(2)	代表者の印鑑での割印	技術提案書をキングファイル等（キングファイルに相当するファイル）で提出する場合、割印はどのようにすればよろしいでしょうか。	技術提案書は、散ることがないように、また差し替えが容易に行えないように製本（製本方法は不問）し、代表者の印鑑で割印をしてください。製本を分冊にすることも可能です。キングファイル等で提出する場合は、製本した後、穴を開けるなどしてファイルに綴じてください。
95	様式集	3	第2	1	(1) (2) (3) (4)	技術提案書の作成要領等（提出部数等）	(1)～(4)に、正本、副本、抄本に関する記載がありますが、様式第4号関連の別紙（以下）についても同様の取り扱いという理解でよろしいでしょうか。 なお、副本・抄本として提出する様式第4-1-13号の別紙 施工実績調書についても匿名とする必要がありますでしょうか。 【様式第4号関連の別紙】 ・様式第4-1-9号の別紙 定期修繕・点検整備計画 ・様式第4-1-10号の別紙1 CO2排出量削減に関する定量評価計算書 ・様式第4-1-10号の別紙2 提案した買電電力量の月別内訳書 ・様式第4-1-13号の別紙 施工実績調書	提出にあたっては、別紙についても同様の取り扱いとしてください。 様式第4-1-13号の別紙 施工実績調書についても匿名としてください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	内容	回答
96	様式集	4	第2	2				技術提案書の作成要領等（要求水準及び評価項目に係る評価審査書）	印刷は「片面印刷」と理解してよろしいでしょうか。 各様式に「A3×●枚以内」という指定がありますが、ここでいう「枚」は「頁」という理解をしています。	枚を頁と理解することで問題ありません。 両面でも印刷可能ですが、その場合は表面1枚、裏面1枚（合計2枚）とします。
97	様式集	4	第2	2	-	-	-	技術提案書の作成要領等（要求水準及び評価項目に係る評価審査書）	印刷方法に関する記載がありません。 技術提案書（要求水準及び評価項目に係る評価審査書）の印刷は、「片面印刷」という理解でよろしいでしょうか。 ※第4号の各様式に「A3×●枚以内」という規定がありますが、ここでいう「枚」は「頁」であり、即ち「片面印刷」という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 96を参照ください。
98	様式集	7	別紙1	1.	(7)			見積書作成上の留意事項の基準や単価についての確認	「基準や単価等は令和4年9月時点（見積書提出時点）の最新版を参考にすること。」と記載があります。本基準や単価等が工事請負契約書(案)の（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更）第24条を適用する時の基準となるのかご教示ください。	当初の請負代金額において賃金又は物価変動により変更しようとする場合は、ご理解のとおりです。
99	様式集	7	第2	3	(2)	イ	(ア)	人件費	「なお、諸経費は、修繕、点検整備、その他業務に係る諸経費等は含めないものとする。」となっています。 (様式5-9-2) 維持管理業務価格明細書の項目の中の修繕、点検整備、その他業務に係る費用はそれぞれの諸経費等を含めた価格を計上するものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	内容	回答
100	様式集	8	第2	3	(2)	カ	(カ)	電気料金	<p>「電気料金（高圧電力）は、基本料金と従量料金の合計とし、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。」となっています。</p> <p>実施方針（P4）に記載の「（2）維持管理業務に係る上限額：42億円」に含まれている電気料金は基本料金と従量料金の合計のみであり、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、本事業の電気料金の基本料金と従量料金の金額の基準月をご教示ください。精算時は該当月の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて精算頂けると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>実施方針記載の維持管理業務に係る上限額には、燃料費調整単価と再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。</p> <p>基準月は令和4年9月です。</p> <p>燃料費調整単価と再生可能エネルギー発電促進賦課金は当該月の単価で別途清算とします。</p>
101	見積作成上の留意事項	1	1	(7)				基準単価	<p>単価合意において合意する単価の基準は令和4年9月時点の単価となるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
102	見積作成上の留意事項	4	2	(2)				調査費用	<p>クラック調査費用及び防食塗装調査費用については見積に計上することとなっていますが、貴市事業費には予見込まれている（計上されている）との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
103	様式集	別紙 1						物価変動	<p>基準となる価格は、令和4年9月単価を基に物価変動のある場合は、協議設計変更いただけるのでしょうか。</p>	<p>入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 98を参照ください。</p>

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	内容	回答
104	様式第3-4号 様式第5-1～5-4号 様式第6-1号							代表者名・印	技術提案書の技術対話に関する連絡先報告書（様式第3-4号）、設計費内訳書（様式第5-2号）、工事費内訳書（様式第5-3号）、維持管理費内訳書（様式第5-4号）、入札書（様式第6-1号）に記載する代表者名と印は、入札参加グループの代表者（代表企業）名と印でよいとの理解で宜しいでしょうか。例えば、維持管理業務の実施を担う代表者（代表企業）と入札参加グループの代表者（代表企業）が異なる場合でも上記全ての書類への代表者名と印は入札参加グループの代表者（代表企業）名と押印で宜しいでしょうか。	ご質問の様式に記載の代表者名とは、入札参加グループの代表者を指します。
105	様式集	-	-	-	-	-	-	様式第4号	第4号の各様式に規定されている頁数について確認させていただきます。 各様式のサイズをA4判とする場合、例えば様式4-1-1号にある「A3×3枚以内にまとめること。」という規定は、「A4×6枚以内にまとめる」と読み替えるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の読み替えは認めません。 A4以下のサイズで提出することも可能ですが、その場合でも3枚以内としてください。
106	様式集	4-1-12号						地元経済への貢献	神戸市内の業者、協力企業、下請企業は、「神戸市内に本店もしくは支店、営業所を設けている企業」との理解で宜しいでしょうか。	神戸市内に本店若しくは法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を有する企業を指します。
107	様式集	第4-1-15号	電気設備					様式に記載されていない項目の設計図書について	様式第4-1-15号に（E1）～（E3）について記載されておりますが、設計図書の内容に応じて（E4）以降の項目を追加することは可能でしょうか？	（E1）～（E3）に限らず、様式第4-1-15号については、必要に応じて適宜追加してください。
108	基本協定書 (案)	1	第2条	第1項	(9)			定義（入札説明書等）	「本市が本事業の事業者を募集するための入札に関して公表した令和●年●月●日付けの入札説明書、実施方針、要求水準書及び落札者決定基準並びにこれらの書類に対する質問回答書及びその他関連資料をいう。」とありますが、ここでいう「他関連資料」とは、具体的にどの資料を指しますでしょうか。	必要に応じて本市が追加で公表する資料を指します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
109	基本協定書 (案)	2	第3条	第3項			本市及び事業者の義務	「事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の落札者選定に係る神戸市の要望事項を尊重する。」とありますが、ここでいう「事業契約」は「基本契約等」（基本契約、工事請負契約、維持管理業務委託契約）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 このことについて、基本協定書（案）を一部修正します。
110	基本協定書 (案)	2	第3条	第3項			本市及び事業者の義務	「事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の落札者選定に係る神戸市の要望事項を尊重する。」とありますが、「本事業の落札者選定に係る神戸市の要望事項」について、現時点のご想定があればご教示ください。	現時点ではありません。
111	基本協定書 (案)	4	第10条	第1項			秘密情報の取扱い	事業者から提出された「技術提案書」についても、秘密情報に該当するという理解でよろしいでしょうか。	技術提案書も基本協定書（案）第10条に基づく秘密情報の対象になり得ます。
112	基本協定書 (案)	5	第10条	第4項	(4) (5)		秘密情報の取扱い	「本市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には他の当事者の承諾を要することなく、他の当事者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる」とあります。 仮に市議会への開示（第4号）や市情報公開条例に基づく開示（第5号）であったとしても、技術提案書を開示する場合には、通知だけではなく、事前に事業者と協議のうえ、開示範囲について合意するプロセスがあるという理解でよろしいでしょうか。	技術提案書の開示は、事前に協議した範囲内で行います。
113	基本契約書 (案)	1	第2条	第1項	(6)		入札説明書等の定義	「本市が本事業の事業者を募集するための入札に関して公表した令和●年●月●日付けの入札説明書、実施方針、要求水準書及び落札者決定基準並びにこれらの書類に対する質問回答書及びその他関連資料をいう。」とありますが、ここでいう「他関連資料」とは、具体的にどの資料を指しますでしょうか。	必要に応じて本市が追加で公表する資料を指します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
114	基本契約書	2	6条	2項、3項、4項			規定の適用関係	入札説明書10ページ5 (3)に記載のとおり、2022年4月19日に公表された入札説明書等に対する質問回答の内容についても、本事業に有効に適用され、その優先順位については質問回答の内容が第一優先と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	基本契約書(案)	2	第7条	第2項			役割分担	「【※本項は、SPC を本契約締結後に設立する場合は削除します。】」とありますが、削除対象は本項ではなく「SPC (※SPC が本契約締結時に設立されている場合)」かと思われます。ご確認ください。	基本契約書(案)を一部修正します。
116	基本契約書(案)	7	第23条	第1項			リスク分担	条文中に「甲」「乙」という表記があります。工事請負契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)における甲(貴市)及び乙(請負人又は受託者)を指すと推測しますが、基本契約書(案)に甲及び乙の定義がないため、補足いただいた方がよいと考えます。 ※基本契約書(案)別紙5 本事業にかかるリスク分担表(P17)注3にも「乙」という表記があります。	ご指摘のとおりです。 このことについて、基本契約書(案)を一部修正します。
117	基本契約書(案)	14	別紙5	20			保険の付保	カバーすべき各段階のリスクについては、No. 28の不可抗力に係るリスクは除いて考えて宜しいでしょうか。	事業者にて判断ください。
118	基本契約書(案)	14	別紙5				本事業にかかるリスク分担表	リスクの種類「法制度」No. 5に「法制度・許認可の新設・変更によるもの(本事業に直接関わるもの)」とありますが、貴市の条例の新設・変更によるもの(本事業に直接関わるもの)についても含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	基本契約書(案)	14	別紙5				本事業にかかるリスク分担表	リスクの種類「住民対応」No. 10の「事業者が行う業務(設計、施工、維持管理等)に起因する住民反対運動・訴訟・要望等」は事業者に「○」とあります。 事業者が行う業務が契約書及び要求水準書を遵守して履行されている状況下で発生する住民反対運動・訴訟・要望等は、No. 9の「本事業に関する住民反対運動・訴訟・要望等」に該当し、リスク分担は貴市という理解でよろしいでしょうか。	発生した事象を把握したうえで判断します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
120	基本契約書 (案)	14	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「環境問題」No. 11の「事業者が行う業務（設計、施工、維持管理等）に起因する環境の悪化」は事業者に「○」とありますが、事業者が行う業務が契約書及び要求水準書を遵守している場合は、この限りではないという理解でよろしいでしょうか。	発生した事象を把握したうえで判断します。
121	基本契約書 (案)	14	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「国の交付金」No. 23に「国の交付金制度の不適用によるもの」とありますが、仮に国の交付金制度が不適用になった場合、又は、貴市の要求額と国からの交付金が相違する場合の対応についてご教示ください。 貴市による補てんが行われるのでしょうか。もしくは、交付額に応じて事業者による設計・施工業務の内容を変更する必要がありますでしょうか。	事象が生じた場合に協議します。
122	基本契約書 (案)	14	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「国の交付金」No. 23に「国の交付金制度の不適用によるもの」とありますが、国の交付金制度が不適用になった場合、又は、貴市の要求額と国からの交付額が相違する場合で、仮に事業者による設計・施工業務の内容を交付額に応じて変更する必要がある場合、維持管理業務に係る対価について見直しをさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。	仮に設計・施工業務の内容を変更した場合は、それに伴って維持管理業務の内容及び対価の見直しが必要となる可能性があります。
123	基本契約書	15	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	No. 35の「技術進歩に伴い、本事業の新設設備の内容に変更が必要となる場合」に関し、維持管理業務委託契約 別紙2 第12条（業務に係る乙の提案）に詳細を定めており、それに従った運用がなされるとの理解で宜しいでしょうか。	リスク分担表No. 35は技術進歩等により、事業者が提案時に想定していた事業費よりも割高になると事業者が判断し、自ら新技術等への変更を要望する場合を指します。一方で、委託契約約款付加条項 第12条は、技術的又は経済的に優れる代替方法その他改良事項を発見し、又は発案した場合について規定したものです。
124	基本契約書 (案)	15	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「物価変動」No. 24に「本契約において本市と事業者との間で予め合意した価格改定条項の範囲内」とありますが、本契約（基本契約書）における価格改定条項は、第何条を参照すればよいでしょうか。	神戸市工事請負契約約款第24条及び委託契約約款付加条項第8条です。 このことについて、基本契約書（案）を一部修正します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
125	基本契約書 (案)	15	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「不可抗力」No.28の「感染症」には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルスの取り扱いについては、目まぐるしく変化する状況にあることから、どの時点においても新型コロナウイルスが不可抗力の感染症に該当するかを定めることができません。発生時点での状況を踏まえて判断します。
126	基本契約書 (案)	16	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「流入水量変動」No.74の「要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水量となった場合の維持管理費増大」は貴市に「○」とありますが、増大した維持管理費の精算方法についてご教示ください。	委託契約約款付加条項第19条のとおり、協議のうえ決定します。
127	基本契約書 (案)	16	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「流入水質変動」No.75の「要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水質となった場合の維持管理費増大」は貴市に「○」とありますが、増大した維持管理費の精算方法についてご教示ください。	委託契約約款付加条項第19条のとおり、協議のうえ決定します。
128	基本契約書 (案)	17	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「事業終了時の施設状態」No.80に「事業終了時の施設状態の要求水準の未達」とありますが、ここでいう「要求水準」は、要求水準書「第6 事業期間終了時の施設の状態」を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	基本契約書 (案)	15 17	別紙5				本事業にかかる リスク分担表	リスクの種類「不可抗力」No.28のリスク分担に「注3」が付してあり、注3に「不可抗力により、本市に追加費用その他損害が発生した場合（後略）」とありますが、ここでいう「本市に」は「事業者」ではないでしょうか。 事業者帰責ではない不可抗力により、貴市に発生する追加費用等を事業者が負担するものではないことを確認するものです。	ご理解のとおりです。 基本契約書（案）を一部修正します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
130	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	2	2条				関連工事の調整	別紙1の第2条は「その施工につき、調整を行う・・・」と定めているものを、別紙2では「その実施につき、調整を行う・・・」と定めていますが、「施工」を「実施」に置き換えた趣旨をご教示ください。もし、その理由が、乙の実施する設計と第三者の実施する設計とが実務上密接に関連する場合があるためということであれば、想定される具体的な事象をご教示ください。	設計及び施工に関する条文であるためです。
131	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	2	3条	5項、6項			工事内説明細書及び工事工程表	「設計成果物に基づく変更契約」とはどのような場合を想定されているのでしょうか。本項の趣旨をご教示ください。	神戸市工事請負契約約款特約事項第3条第1項で提出された内訳書が、設計成果物に基づき変更となる場合です。
132	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	2	3条	7項			工事内説明細書及び工事工程表	「設計成果物に基づく請負代金額の変更があった場合」とは、どのような場合を想定しているのかご教示ください。	記載のとおりです。
133	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	2	3条	8項			工事内説明細書及び工事工程表	「第5項の規定は、設計成果物に基づく請負代金額の変更後の単価合意の場合に準用する。」とは、設計成果物に基づく請負代金額の変更後、速やかに単価合意書を改訂するという理解で宜しいでしょうか。	設計成果物に基づく請負代金額の変更後、変更内容に応じて提出された内訳書について協議し、単価合意書を締結するものです。
134	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	3	5条の2	3項			著作権の譲渡等	「当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するとき」とはどのような場合を想定されているかご教示ください。 なお、設計成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、設計成果物のうち当社秘密情報については、基本契約書第17条に従って、当社の同意を得た上で改変することとしていただきますようお願いいたします。	例えば、本市が事業概要を対外的に説明する場合に、資料として成果物を改変して用いることなどが想定されます。 なお、基本契約書（案）第17条に従うかどうかは、改変するものが秘密情報に該当するかどうかによります。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
135	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	3	5条の2	4項			著作権の譲渡等	設計成果物のうち当社秘密情報については、自由に使用複製ができると理解して宜しいでしょうか。	記載のとおりです。
136	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	8	17条	3項			設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	本項に基づく検査の費用は貴市にて負担いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	検査に要する費用は事業者の負担です。
137	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	9	19条				設計図書の変更	「甲は、原則として設計を実施している期間において」の一文は、別紙1「神戸市工事請負契約約款」にはありません。上記一文を入れた趣旨をご教示ください。	原則として設計を実施している期間を想定するためです。
138	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	11	28条の3				法令変更による追加費用・損害の扱い	第28条の2第1項に定める事態が生じる原因となる「法令」は、「本事業に直接影響を及ぼす法令」に含まれると理解して宜しいでしょうか。また、「本事業に直接影響を及ぼす法令」、「それ以外」とはそれぞれ具体的にどのような法制度、税制度の変更を想定されているのかご教示ください。	神戸市工事請負契約約款特約事項第28条の2第1項の「法令が変更されたことにより、設計図書（設計成果物及び技術提案書を除く。）で提示された条件に従ってこの事業契約を履行できなくなった場合」は、本事業に直接影響を及ぼす法令となります。なお、数多の法令等の中では、該当する法令等を列挙できかねます。変更された法令等が本事業に直接影響を及ぼすものかどうかの判断は、協議とします。
139	工事請負契約書別紙2 神戸市工事請負契約約款特約事項	11	29条の2				契約終了後の仮設物の設置	この条文の趣旨（特約事項として新たに追加された理由）をご教示ください。	工事で使用した仮設物を契約終了後も残置する場合において、その仮設物の処置に関することを規定したものです。
140	維持管理業務委託契約書別紙1 委託契約約款	2	5条	1項			遅滞違約金	本条は、維持管理業務委託契約には馴染まない条項であるため、本件で適用される場面はないとの認識で宜しいでしょうか。もし、適用されるということでしたら、「頭書の履行期限」とは何を指すかご教示ください。また、本項と別紙2 委託契約約款付加条項 第5条第1項第2号との違いについてご教示ください。	本事業でも必要に応じて適用します。委託契約約款第5条の「頭書の履行期限」とは、頭書「3 委託業務の履行に係る期間又は期日」を指します。なお、この期日は請負人の技術提案により変更される場合があります。委託契約約款付加条項第5条は、維持管理業務の開始の遅延に関する規定です。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
141	維持管理業務委託契約書 別紙1 委託契約約款	3	7条	1項			随時検査	本項に基づく検査は貴市の費用負担にて行うものと理解して宜しいでしょうか。	検査に要する費用は事業者の負担です。
142	維持管理業務委託契約書 別紙1 委託契約約款	4	12条				危険負担	本条は、維持管理業務委託契約には馴染まない条項であるため、本件で適用される場面はないとの認識で宜しいでしょうか。 もし、適用されるということでしたら、「この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったとき」とは、どういった場面を想定した規定なのか、具体的にご教示ください。	本事業でも必要に応じて適用します。 例えば、業務履行に必要となる、業務で作成した書類等が滅失することなどが想定されます。
143	維持管理業務委託契約書（案）	別紙1-4	第12条	第1項			危険負担	「この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったときは」とありますが、どのような事態が本項に該当しますでしょうか。想定がございましたらご教示ください。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No. 142を参照ください。
144	維持管理業務委託契約書 別紙1 委託契約約款	4	13条	1項、2項			契約不適合責任	本項は、本契約に基づいて実施された修繕箇所について、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合に適用されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	維持管理業務委託契約書（案）	別紙2-4	第12条	第4項			業務に係る乙の提案	「甲は、第1項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、委託料を変更する。なお、具体的な変更額は甲乙協議とする。」とありますが、当該提案及び実施により、当初計画よりも維持管理費の縮減が可能である場合、乙のインセンティブについてご考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	委託契約約款付加条項第12条第2項に基づき承諾した場合において、提案及び実施内容に応じて、インセンティブの付与も含めて委託料の変更の必要について判断します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
			第13条	1					
146	維持管理契約書 (案)	4	第13条	1			付保すべき保険	乙が加入しなければならない保険は、第三者損害賠償保険「等」とされていますが、貴市から具体的に要求される付保すべき保険はありますでしょうか。	該当の条文は、「第三者損害賠償保険その他の乙が責を負うべき事由により生じた損害等に対応する保険」です。そのうえで、その他については具体的にはありませんので、事業者において必要なものを判断ください。
147	維持管理業務委託契約書 別紙2 委託契約付加約款	5	15条				法令変更による追加費用・損害の扱い	第14条1項に定める事態が生じる原因となる「法令」は、「本事業に直接影響を及ぼす法令」に含まれると理解して宜しいでしょうか。また、「本事業に直接影響を及ぼす法令」とは具体的にどのような法制度、税制度の変更を想定されているのかご教示ください。	委託契約約款付加条項第14条第1項の「法令が変更されたことにより、要求水準書等又は事業計画書等で提示された条件に従って委託業務を履行できなくなった場合」は、本事業に直接影響を及ぼす法令となります。 なお、数多の法令等の中では、該当する法令等を列挙できかねます。変更された法令等が本事業に直接影響を及ぼすものかどうかの判断は、協議のうえ決定します。
148	維持管理業務委託契約書 (案)	別紙2-5	第15条	第1項			法令変更による追加費用及び損害の扱い	「それ以外の場合については乙が負担する。」とありますが、貴市の条例変更により追加費用又は損害が発生した場合は、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	本事業に直接影響を及ぼす条例の変更においては本市が負担します。
149	維持管理業務委託契約書 (案)	別紙2-5	第17条	-			不可抗力	不可抗力に起因する事業計画・内容の変更や対応により、乙に追加費用その他損害が発生した場合には、基本契約書 (案) 別紙5 本事業にかかるリスク分担表に基づき、貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	維持管理業務委託契約書 別紙2 委託契約付加約款	5	18条	3項			要求水準等の未達の場合の措置	「要求水準書等の定めにある実施者が従う。」とは、「要求水準書等の定めに従う。」の誤りではないでしょうか。また、「要求水準書等の定め」は、要求水準書第5 5 (6) 修繕業務と (7) 委託レベルの設定 を指すとの理解で宜しいでしょうか。	委託契約約款付加条項第18条第3項の「要求水準書等の定めにある実施者が従う。」を「要求水準書等に定めのある実施者とする。」に修正します。 要求水準書等に定めのある実施者とは、要求水準書第5 5 (6) 表5-3に記載の実施者を指します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
151	維持管理業務委託契約書（案）	別紙2-6	第20条	第6項 第7項			資金又は物価の変動に基づく委託料の変更	<p>急激なインフレーション又はデフレーションにより委託料が変更された場合の、本条第1項の規定による請求を再度行うことができる時期を確認させてください。</p> <p>急激なインフレーション又はデフレーションにより委託料が変更された日（委託料変更の基準とした日）から12月を経過した後でしょうか。</p> <p>もしくは、急激なインフレーション又はデフレーションにより委託料が変更された場合であっても、本条第1項の規定により委託料が変更された日（直前の本条に基づく委託料変更の基準とした日）を基準として12月を経過した後でしょうか。</p>	<p>電気料金以外の賃金又は物価の変動についても、可能な限り委託料に反映させたものとするため、変動を毎年度確認することとし、変更が認められる場合は、変動に応じて以降の委託料を変更します。この修正に伴い、契約約款付加条項第20条を削除します。</p> <p>このことについて、維持管理業務委託契約書（案）を一部修正します。</p>
152	維持管理業務委託契約書（案）	別紙2-6	第21条	第1項			引渡し義務	<p>「乙は、本契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は維持管理の不備による改築及び修繕を要することのない状態にて、甲に対象施設を引き渡さなければならない。」とありますが、要求水準書（案）第6 事業期間終了時の施設の状態（P85）では「本事業で事業者が改築した施設の全てにおいて、事業期間終了後1年間、維持管理の不備による改築及び修繕の必要がない状態で、本市へ引き継ぐものとする。」とあることから、本項でいう「対象施設」は「本事業で事業者が改築した施設」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No.79を参照ください。</p> <p>そのうえで、委託契約約款付加条項 第21条の対象施設とは、維持管理の対象施設を指します。</p>
153	維持管理業務委託契約書（案）	別紙3-9					委託料の予定額及び内訳	<p>内訳中のポートアイランド処理場のうち、「薬品（ポートアイランド処理場の再生水設備以外に係る滅菌剤以外の薬品）、水道、都市ガス、重油より成るユーティリティ費」が「固定費」に分類されている理由は何でしょうか。</p>	<p>本市のこれまでの実績から、薬品（ポートアイランド処理場の再生水設備以外に係る滅菌剤以外の薬品）の使用量は、水量変動との相関関係が認められず、また変動も小さいため固定費としています。</p> <p>なお、事業者の提案内容により、これによりがたい場合は、協議により変更する可能性があります。</p>

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
154	維持管理業務委託契約書（案）	別紙3-9					委託料の予定額及び内訳	内訳中の再生水中継ポンプ場のうち、「電気料金、薬品より成るユーティリティ費」が「固定費」に分類されている理由は何でしょうか。	本市のこれまでの実績から、再生水中継ポンプ場のユーティリティ費は、水量変動との相関関係が認められず、また変動も小さいため固定費としています。再生水中継ポンプ場の電力量実績を要求水準書の添付資料として追加しますので参考にしてください。
155	維持管理業務委託契約書（案）	9～12	別紙3				委託料の予定額及び内訳	各年度毎に分けて委託料の予定額および内訳を記載するフォームとなっていますので、委託料については、固定費・変動費ともに、契約期間を通して平準化する必要は無い（各年度でバラつきがあっても問題無い）と理解して宜しいでしょうか。	変動費は年間想定処理水量及び年間想定再生水量により変動することを想定しています。また、固定費についても、修繕費等は提案により年度毎に変動することが想定されます。そのため、平準化する必要はありません。なお、変動要因を確認場合があります。
156	維持管理業務委託契約書（案）	別紙4-13	(1)				委託料の変更 (電気料金)	令和4年2月28日に公表されました要求水準書（案）に関する質問に対する回答No.108において、「（前略）ユーティリティの調達先については上水を除き事業者が自由に選択できると考えて宜しいでしょうか。」という質問に対して、「ご理解のとおりです。」とご回答されています。 仮に事業者が関西電力以外から電気を調達する場合、本項の「関西電力の電気供給条件等が改定された場合には」、事業者が選択した調達先から電気供給条件等が改定された場合にと読み替えて運用されるという理解でよろしいでしょうか。	関西電力以外から電気を調達する場合においても、関西電力を基準とします。
157	維持管理業務委託契約書（案）	別紙4-13	(1)				委託料の変更 (電気料金)	「委託料の変更額は、関西電力の電気供給条件等における「基本料金」の変化率（＝改正後の基本料金／改正前の基本料金）と「電力量料金単価（1kWhつき）」の変化率（＝改正後の電力量料金／改正前の電力量料金）により甲が算出する。」とありますが、算出式をご教示いただけませんか。	例えば、初回の変更では、下記の算出式を想定しています。 委託料の変更額＝改正後の基本料金／改正前の基本料金×事業者提案の基本料金＋改正後の電力量料金／改正前の電力量料金×事業者提案の従量料金

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容	回答
158	維持管理業務委託契約書（案）	別紙4-13	(2)				委託料の変更（賃金又は物価の変動）	委託料の変更の際に用いる物価指数をお示しいただいておりますが、当該指数等に基づく委託料変更に係る計算式（算出式）をご教示いただけませんか。	維持管理契約書（案）を一部修正します。
159	維持管理業務委託契約書（案）	別紙4-13	(2)				委託料の変更（賃金又は物価の変動）	「市場の変動等により、下表に定める物価指数が実態に整合しなくなった場合には、甲乙協議により変更する」とありますが、ここでいう「甲乙協議」は、甲又は乙いずれかからの申入れにより、任意（適宜）のタイミングで実施可能という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問に対する回答No.151を参照ください。そのうえで、指数等が実態に整合しなくなった場合は、毎年度行う委託料の変更確認時に協議することを想定しています。
160	維持管理契約書（案）	14	別紙5	(1)			委託料の精算における電力費	電力費は全て変動費に割り当てられていますが、基本料金 および 処理水量に関わらず使用される従量料金（以下 基本料金等）があり 電力費は処理水量と原点を通る比例関係にはなりません。基本料金等については固定費中の「ユーティリティ費」に含めるなど、契約前に詳細について協議できると考えて宜しいでしょうか。	原案のとおりです。
161	維持管理業務委託契約書（案）	別紙6-22	(2)				要求水準等未達時の委託料の減額（買電電力量の要求水準等未達）	「買電電力量の要求水準等未達」とありますが、買電電力量の要求水準は、要求水準書のどちらを参照すればよろしいでしょうか。	買電電力量の要求水準等未達とは、事業者が提案した買電電力量に対して、委託契約約款付加条項 別紙6 (2) ①により判定するものです。